

初任給調整手当支給細則

平成16年 4 月 1 日

細則第 22 号

改正 平成17年11月14日細則第 13 号

平成19年 7 月30日細則第 21 号

平成21年 3 月23日細則第 10 号

平成26年12月 1 日細則第 14 号

平成28年 2 月 1 日細則第 3 号

平成28年12月 1 日細則第 17 号

平成30年12月 7 日細則第 9 号

令和 5 年12月 1 日細則第 11 号

令和 7 年 1 月31日細則第 3 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第25条の規定による初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(職員の範囲)

第2条 給与規程第25条第1項の「別に定める職員」は、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給額)

第3条 初任給調整手当の月額は、採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第19号）第16条による育児短時間勤務職員にあつてはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内に採用された職員を除く。）については、採用の日からそのを超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

る。

- 2 退職又は解雇されたことにより初任給調整手当を支給されなくなった後に再び採用され、再び初任給調整手当を支給される職員となった場合にあっては、前項の規定による支給期間に既に支給されていた期間に相当する期間を加えた期間を算出し、その期間が35年を超えることとなる場合は、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。ただし、35年を超えない場合は、前項による支給期間及び額とする。
- 3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第10条の3に規定する初任給調整手当又は他の国立大学法人から初任給調整手当に相当する給与の支給を受けていた者が、本学に採用され、初任給調整手当を支給される職員となった場合にあっては、当該給与の支給を受けていた期間を本学の初任給調整手当が支給されていた期間とみなし、前項の規定による支給期間及び額とする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が休職（給与規程第31条第1項又は同条第2項ただし書きの規定による休職を除く。）の期間は支給期間に含まれないが、育児休業の期間は支給期間に含まれる。

（初任給調整手当支給調書）

第4条 学長は、初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書を作成し、次の事項を記入の上、保管するものとする。

- (1) 職員の氏名、職名、本給表及び職務の級
- (2) 学歴（学部、学科等を含む。）及び卒業又は修了等年月日、免許の種類及び取得年月日並びに採用の日
- (3) 支給期間及び支給額
- (4) 支給されなくなった事由
- (5) 休職によって支給されなくなった期間

（雑則）

第5条 この細則に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこ

の細則の適用を受ける者について、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この細則は、平成２８年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この細則は、平成３０年２月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この細則は、平成３０年１２月７日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この細則は、令和５年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この細則は、令和７年１月３１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和６年４月１日から適用する。

別表（第3条関係）

期間の区分	金 額	期間の区分	金 額
1年未満	51,600円	18年以上19年未満	30,200円
1年以上2年未満	51,600円	19年以上20年未満	28,800円
2年以上3年未満	51,600円	20年以上21年未満	27,400円
3年以上4年未満	51,600円	21年以上22年未満	26,800円
4年以上5年未満	51,600円	22年以上23年未満	26,200円
5年以上6年未満	51,600円	23年以上24年未満	25,200円
6年以上7年未満	49,800円	24年以上25年未満	24,600円
7年以上8年未満	48,000円	25年以上26年未満	24,000円
8年以上9年未満	46,200円	26年以上27年未満	23,400円
9年以上10年未満	44,400円	27年以上28年未満	22,800円
10年以上11年未満	42,600円	28年以上29年未満	22,000円
11年以上12年未満	40,800円	29年以上30年未満	21,700円
12年以上13年未満	39,000円	30年以上31年未満	21,300円
13年以上14年未満	37,200円	31年以上32年未満	20,700円
14年以上15年未満	35,800円	32年以上33年未満	19,800円
15年以上16年未満	34,400円	33年以上34年未満	18,900円
16年以上17年未満	33,000円	34年以上35年未満	18,200円
17年以上18年未満	31,600円		